

GAIKAN 外環journal ジャーナル

第13号

2003年8月

〔発行所〕

国土交通省関東地方整備局
東京外かく環状道路調査事務所
〒158-8580 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEL/FAX 03-3707-1491(外環専用ダイヤル)
http://www.ktr.mlit.go.jp/gaikan

環境調査についてのご意見をお寄せ下さい

国土交通省と東京都は、大深度地下を活用したトンネル構造の外環計画を対象に環境への影響を詳細に把握するための調査を始めます。調査は、環境アセスメントの仕組みを活用します。

なお、沿線協議会で「外環の影響を評価するにあたっては外環を作

ることを前提とせず、沿線地域の環境に与える影響が大きいということが判明した場合には、計画を止めることもありうる。環境の調査を行うにあたっては、市民参加のPI的手法を取り入れる」ことが確認されています。



動植物調査

「方法書」は、動物・植物の生息状況、大気や地下水の状況等について、調査の項目、方法、予

めたいものです。この「方法書」を、沿線自治体や地域住民の方々に幅広く公表し、広く情報やご意見をお聞きしてまいります。寄せられたご意見は、環境の専門家を含む東京都環境影響評価審議会での審議に反映されます。国と都は、これらの意見を踏まえ、必要な調査を加えます。

この日の協議会では、必要性の有無、効果と影響(1)について、生活に与える影響について議論

PI外環沿線協議会 必要性の有無(効果と影響)の議論を再開

PI外環沿線協議会は、7月8日の第23回協議会から、必要性の有無(効果と影響)についての議論が再開されました。



第23回PI外環沿線協議会

二酸化窒素の測定を行った結果、青梅街道沿いは高い数値を示している、また、生活に与える影響

第24回・7月24日(木) 環境アセスに協議員が反発、議論を中断

国土交通省関東地方整備局の渡辺和足局長は、「環境調査を行う考え方は、中間とりまとめにある環境の影響を評価するにあたっては外環を作ること前提とせず(以下略)」と変わってきています」と説明しました。続いて東京都都市計画局の勝田三良局長が「国と都は、環境の現地調査は中間とりまとめの趣旨にも合致すると判断しました。」と説明しました。

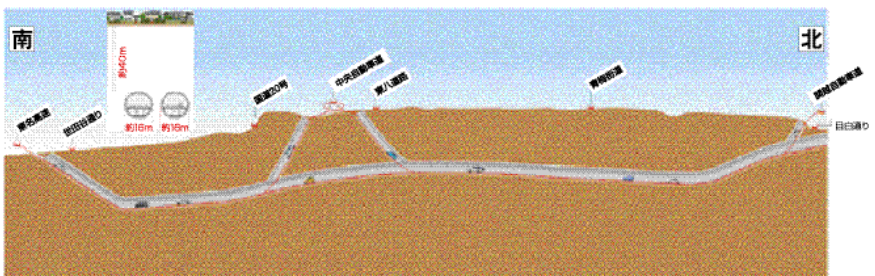


環境調査について説明をする国土交通省関東地方整備局渡辺局長

これに対して、必要性の有無の議論をしていく最中に、手続に入ることは、住民を馬鹿にしている、などの意見が出されるとともに、PI協議会を軽視した国と都の行為に強く抗議し、協議会の休会を提案し退室する」との抗議文を渡辺協議員が読み上げ、これに賛同した7人が退席しました。その後、国の協議員が「計画が固まらぬ段階」から環境調査を行う仕組みと意義について説明しましたが、協議員の欠けた状態で議論を進めることは問題であるとの意見で一致し、「この日の議論は打ち切られました。」

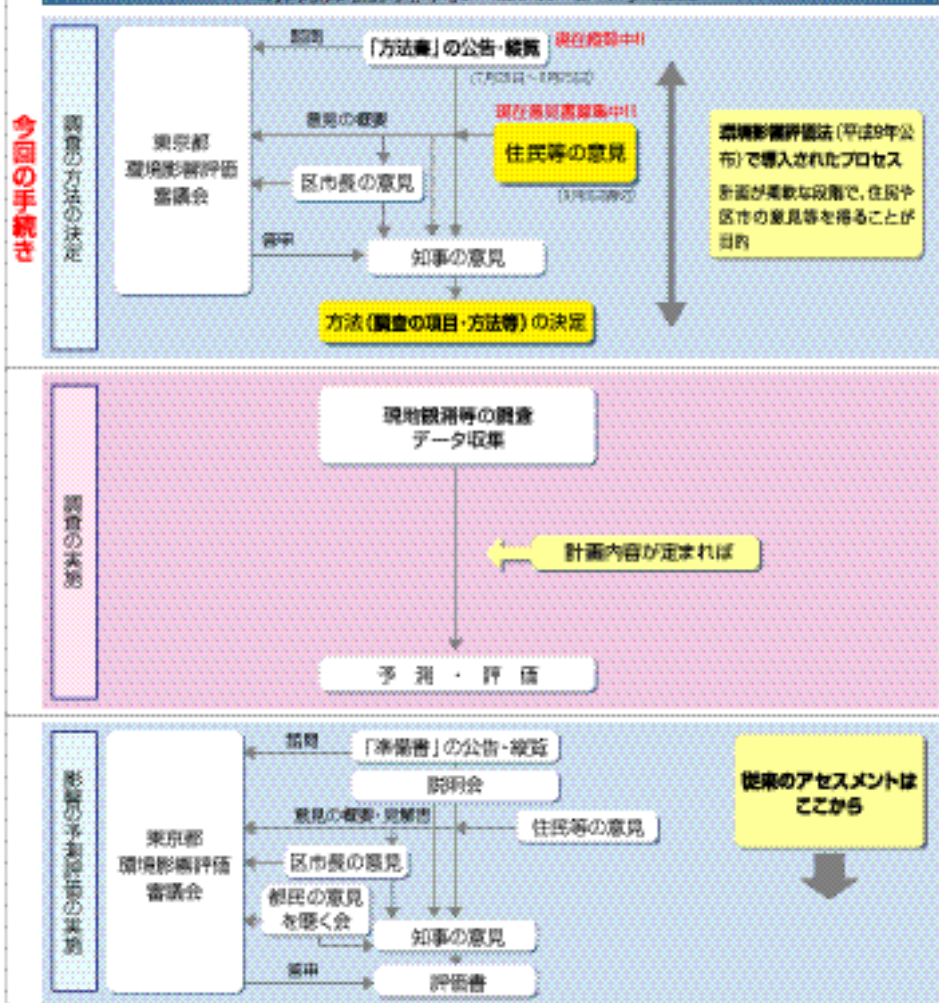
今後の日程については、事務局で調整する予定です。

調査の対象としている外環計画



インターチェンジについては、今後、地元の意向等を踏まえながら、設置の有無について検討します。計画路線には換気所の設置を予定しております。(設置場所は未定です。)

環境影響評価(アセスメント)とは



2. 調査、予測及び評価の手法

調査等の概要		調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気環境	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	・二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ・気象の状況	・工事中の建設機械及び運搬車両からの排出ガスによる大気質への影響 ・供用後の自動車の走行及び換気所の供用に伴う排出ガスによる大気質への影響 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	・事業者により実行可能な範囲内での限り回避・低減されているか ・環境基準との整合
	粉じん等	・粉じん等の状況 ・気象の状況	・工事中の建設機械及び運搬車両からの排出ガスによる大気質への影響	・事業者により実行可能な範囲内での限り回避・低減されているか ・降下ばいじんに係る参考値との整合
	騒音	・騒音の状況 ・沿道の状況 ・地表面の状況	・工事中の建設機械の稼働及び運搬車両の走行に伴う騒音の影響 ・供用後の自動車の走行及び換気所の供用に伴う騒音の影響	・事業者により実行可能な範囲内での限り回避・低減されているか ・特定建設作業、特定建設作業に係る基準との整合 ・環境基準、日常生活に係る規制基準との整合
	振動	・振動の状況 ・地盤の状況 ・沿道の状況	・工事中の建設機械の稼働及び運搬車両の走行に伴う振動の影響 ・供用後の自動車の走行及び換気所の供用に伴う振動の影響	・事業者により実行可能な範囲内での限り回避・低減されているか ・道路交通振動の限度、日常生活に係る規制基準との整合
	強風による風害	・気象の状況 ・配慮すべき施設等の状況	・換気所の存在に伴う強風の影響の程度	・事業者により実行可能な範囲内での限り回避・低減されているか ・風環境評価尺度との整合
	低周波音	・低周波音の状況 ・沿道の状況	・供用後の高上式 高架構造 区間での自動車の走行及び換気所の供用に伴う低周波音の影響	・事業者により実行可能な範囲内での限り回避・低減されているか ・一般環境中に存在する低周波音圧レベル及びISOに規定されたG特性低周波音圧レベルとの整合
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	・重要な地形及び地質	・工事の実施及び道路の存在に伴う重要な地形及び地質への影響	
	水循環	・地下水及び湧水の状況 ・帯水層の地質・水理 ・水質の状況	・工事の実施及び道路の存在に伴う地下水変動等の変化の程度	・事業者により実行可能な範囲内での限り回避・低減されているか
	地盤沈下	・地下水の状況 ・帯水層の地質・水理の状況 ・軟弱地盤層の状況 ・地盤高の変動状況 ・地盤強度の低下の情報	・工事の実施及び道路の存在に伴う地下水流動の変化による地盤沈下の程度	
	日照障害	・土地利用の状況 ・地形の状況 ・日影の現状	・道路 高上式 の存在及び換気所の存在に伴う日照障害の程度	・事業者により実行可能な範囲内での限り回避・低減されているか ・「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」の別表との整合 ・「建築基準法」第56条の2に係る別表との整合
	電波障害	・テレビ電波の受信状況 ・テレビの受信画質の状況 ・テレビ電波の強度の状況 ・共同アンテナの設置状況 ・テレビ電波の送信状況 ・高層建築物及び住居等の分布状況 ・地形の状況	・道路 高上式 の存在及び換気所の存在に伴うテレビ電波の受信障害の程度	・事業者により実行可能な範囲内での限り回避・低減されているか ・「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波障害により生ずる損害等に係る費用負担について」との整合
	動物	・動物相の状況 ・重要な種及び注目すべき生息地の状況	・工事の実施及び道路の存在に伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響	
植物	重要な種及び群落	・植物相及び植生の状況 ・重要な種及び群落	・工事の実施及び道路の存在に伴う重要な種及び群落への影響	
	緑の量	・緑被率 ・緑の体積	・工事の実施及び道路の存在に伴う緑の量の分布及び改変の程度	
生態系	地域を特徴づける生態系	・動植物その他の自然環境に係る概況 ・地域を特徴づける生態系の注目種・群落の状況	・工事の実施及び道路の存在に伴う地域を特徴づける生態系への影響	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	・地域景観の特性 ・代表的な眺望及び景観資源の状況 ・眺望景観の状況 ・景観の保全に関する方針	・工事の実施及び道路の存在、換気所の存在に伴う重要な眺望点及び景観資源並びに重要な眺望景観への影響	・事業者により実行可能な範囲内での限り回避・低減されているか
	市街地の地域景観	・法令や区市の条例による基準		
史跡・文化財	・文化財の状況 ・埋蔵文化財包蔵地の状況 ・法令等による基準	・工事の実施及び道路の存在に伴う史跡・文化財への影響		
人と自然との触れ合いの活動の場	・人と自然との触れ合いの活動の場の概況 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用状況及び利用環境の状況	・工事の実施及び道路の存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変の程度、利用性、快適性の変化の程度		
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	・事業特性、地域特性から得られる廃棄物等に係る情報	・工事の実施に伴う廃棄物等の概略発生量及び実行可能な再利用の方策	

環境影響評価方法書の概要

1. 環境調査の項目

環境調査の項目

環境要素の区分	大気環境		水環境		土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	史跡・文化財	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等								
	大気質	騒音	振動	強風による風害	水質	地盤及び地質								その他の環境							
影響要因の区分	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	強風による風害	低周波音	地形及び地質	水循環	地盤沈下	日照障害	電波障害	動物相の状況	重要な種及び群落	緑の量	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	市街地の地域景観	史跡・文化財	人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	
工事の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
存在・供用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

オープンハウスは、地元に着した、生活に根ざした意見をお聞きするとともに、住民同士が議論する場として、PI外環沿線協議会、地元区市、東京都都市計画局、国土交通省関東地方整備局が共催するものです。会場には模型やパネルなどを展示し、相談コーナー、資料閲覧コーナーなどを設ける他、PI沿線協議会の協議員や各区市、都、国の担当者が外環の全般に関する説明を行い、来場者の疑問・相談にお答えします。

各地でオープンハウスを開催

東京外かく環状道路(東名高速)計画沿線地域の方々に対し、外環に関する資料・情報提供を行うことを目的に、PI外環沿線協議会及び地元区市、東京都、国土交通省による外環オープンハウスを開催しています。



6月29日に調布市緑ヶ丘で開催された外環オープンハウス

6月29日(日) 調布市緑ヶ丘
地域福祉センターにて、オープンハウスを開催しました。今回のオープンハウスには、150名を超える地元の方々が会場に訪れ、外環計画について多くのご意見をお寄せいただきました。
パネルや模型の展示コーナーでは、PI外環沿線協議会協議員による地元の方々への説明も行われました。

オープンハウス8月の開催予定

お問い合わせ先：東京外かく環状道路調査事務所
☎0120-34-1491

三鷹市新川あおやぎ公園内仮設ハウス
8月6日(水)、19日(火)、23日(土)、28日(木)
時間はいずれも13時～17時

世田谷区立喜多見東地区会館
8月10日(日) 10時～16時



協議員が参加(6月29日・調布)

方法書について

意見の提出方法

提出 書面のみ(書式は自由・日本語) 提出期限 平成15年9月8日
記載事項 氏名、住所(法人、団体の場合は名称、代表者の氏名、事務所所在地) 提出先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都都市計画局総務部 都市計画課
意見書提出の対象である方法書の名称、意見等

(郵送または持参)

縦覧の場所・日時

場所	東京都都市計画局総務部都市計画課 (都庁第二本庁舎21階南側) TEL (03) 5632-1111(代表)	調布市環境部環境保全課 TEL (0424) 81-7111(代表)	武蔵野市環境生活部環境政策課 TEL (0422) 51-5131(代表)	期間	平成15年7月25日～8月25日 但し、日曜、土曜は休み
	世田谷区環境総合対策室環境課 TEL (03) 5432-1111(代表)	三鷹市生活環境部環境対策課 TEL (0422) 45-1151(代表)	練馬区環境清掃部環境保全課 TEL (03) 3993-1111(代表)	時間	午前9時～午後5時
	狛江市都市建設部計画課 TEL (03) 3430-1111(代表)	杉並区環境清掃部環境課 TEL (03) 3312-2111(代表)		問い合わせ先	東京都都市計画局都市基盤部 街路計画課外かく環状道路担当 TEL 03-5388-3279
					国土交通省関東地方整備局 東京外かく環状道路調査事務所 TEL 0120-34-1491(フリーダイヤル)